

■各国の渡航制限に関する情報

当一覧表は2020年9月8日(12:00)時点の外務省、各大使館等の情報を元に作成しております。

※要件は予告なく変更される場合がございます。最新の情報については大使館ウェブサイト等でご確認をお願い致します。

※渡航の可否は日本に在住する日本国籍の方が所定の条件を満たすことにより入国要件を満たすもので、入国を保証するものではありません。



国名	業務渡航可否	査証・許可証	隔離・待機要請	条件・概要
大韓民国	○	査証要 詳細	隔離(14日間)	全ての国を対象として、査証を申請するときには医療機関が発行の診断書(査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け発行されたものであり、かつ検査の内容及び新型コロナウイルス感染症に関連する症状の有無が記載されているもの)を提出する必要あり。診断書に加え、査証申請の審査では、健康状態に関するインタビューも実施される。
中華人民共和国	○	査証要 詳細	地域別の詳細	東京・大阪・名古屋の中国査証申請サービスセンターにおいて、経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り、現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きで査証発給する。8月1日より電子ビザ申請書及びオンライン予約システムの使用を開始。8月24日から、就労及び家族との同居についての居留許可を有する日本人からの査証申請受理を再開する。
台湾	○	特別入国許可要 詳細	隔離(14日間)	搭乗前の3営業日以内のPCR検査陰性証明書(英語版)を搭乗時に航空会社へ要提示、台湾へ持参。また、入国後14日間の在宅検疫が必須。
フィリピン	×	- 詳細	-	8月1日から有効な長期滞在ビザを所持する外国人の入国を許可。 (1)入国時に有効な長期滞在ビザを所持(新たな入国査証の申請は不可。) (2)フィリピン政府に認定された隔離施設、COVID-19検査提供施設両方の事前予約があること。 (3)到着空港及び渡航日の受け入れ能力に応じたものであること。
ベトナム	特例のみ	- 詳細	-	特別な場合(①重要な外交活動に参加、従事する外国人、②専門家、企業管理者、高技能労働者等)に対しては、必要であれば査証を発給する。在ベトナムの各代表機関が、それらの者に対する医療観察を実施することを約束する形をとる。さらに、専門家、企業管理者、高技能労働者については、居住国の権限ある陰性証明書を提示し、証明書に関するベトナム政府の承認を得る必要がある。
タイ	○	不要 詳細	隔離(14日間以上)	労働許可書所持者及びその配偶者及び子弟の入国が許可されている。出国前72時間以内に取得した陰性証明書の提示、入国時のPCR検査の受検及び、自己負担で政府指定施設での14日間の自己隔離を行うことが条件。また、外国人の入国は、タイ政府が許可した臨時便・特別便等への搭乗でのみ可能となる。特別便の詳細は大使館サイトを参照。
マレーシア	○	入国許可要 (一部区分は不要) 詳細	隔離(14日間)	主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人の入国を許可する(いずれも現地駐在者が対象)。入国の条件は、マレーシア到着前3日以内または到着時のPCR検査結果が陰性であること、入国後14日間政府指定の隔離センターで隔離等。
シンガポール	○	査証要 (長期滞在査証) 詳細	隔離(14日間)	長期滞在ビザ保有者も入国には当局の事前承認が必要。過去14日以内に日本での滞在・トランジット歴がある場合は指定施設で14日間の隔離(自己負担)となる。
オーストラリア	×	- 詳細	-	オーストラリア国民および永住者を除く全ての人のオーストラリア入国が禁止されている。
アメリカ	○	目的により査証要 詳細	自主隔離(14日間)	日本から渡航する方は入国から14日間にわたり、ホテル等の宿泊先や自宅等に待機を命じられる。待機期間中は健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くことが求められる。日本国籍の方は米国への入国禁止措置の対象となっていないが、以下に該当する場合は入国不可。 ・過去14日以内に中国(香港特別行政区を除く)またはイランで滞在歴がある ・過去14日以内に欧州シェンゲン協定加盟国(26か国)、英国、アイルランドで滞在歴がある
カナダ	×	- 詳細	-	米国を除く各国からの外国人の入国を禁止する(8月21日まで)。※以後情報なし 延長見込み※ 乗務員、永住者、カナダ市民及び永住者の近親者(配偶者、被扶養子女、父母・里親、補助者等)、外交官等は除く。)
イギリス	○	不要 詳細	自主隔離(14日間)	7/10以降、イングランドへの入国に際しては自己隔離は不要。
フランス	○	不要 詳細	症状有の場合のみ	7/1以降、無制限で入国可。ただし、対象国はEU当局により15日ごとに見直し・改定される。 ※9/8現在も有効
ドイツ	特例のみ	滞在許可証等要 詳細	リスク地域は要	例外に該当する場合に限りビザを発給。
ドバイ首長国 (アラブ首長国連邦)	○	不要 詳細	自主隔離(14日間)	8月1日以降、トランジットを含む全ての者について出発96時間前以降にPCR検査を受検し陰性証明書の取得・携行を義務化する。一部地域(現時点で日本は対象国に含まれないが、今後変更の可能性あり)を出発する乗客はドバイ空港到着時にもPCR検査が行われている。